

て世帯加算の補助金額」という。)とし、10万円単位で設定できます。

※地域材加算、三世帯同居加算との併用はできません。

(5) 地域住文化への支援 (地域住文化加算)

地域の伝統的な建築技術の継承に資する住宅とする場合、1戸当たり20万円を上限に補助金額を加算します(以下、「地域住文化加算」という。)。具体的には、グループが適用申請書において、地方公共団体が定める「地域住文化要素基準」を取り入れた共通ルールを定め(畳の間、瓦の屋根、襖・障子、木製建具、軒の深さ等の要素が3つ以上ある必要)、その基準を満たす住宅を建築し、建築士が基準への適合を確認することで、加算することができます。なお、本事業では、地域毎の多様性を踏まえて地方公共団体の定める基準に基づくことから、住宅の建設地が基準を定めている地方公共団体の行政区画に存する場合に限り加算の対象とします。他の地方公共団体の基準を適用することはできません。

※他のいずれの加算とも併用できます。

(6) バリアフリー対策への支援 (バリアフリー加算)

第三者機関により住宅性能表示制度の高齢者等配慮対策等級(専用部分)の等級3以上と評価された住宅の場合、1戸当たり30万円を上限に補助金額を加算します(以下、「バリアフリー加算」という。)

適合確認方法としては、以下があります。

・高齢者等配慮対策等級(専用部分)等級3以上を評価した設計住宅性能評価書+建築士による工事内容確認書

・高齢者等配慮対策等級(専用部分)等級3以上を評価した建設住宅性能評価書

なお、手すり設置に対する国庫補助が含まれる他の補助金との併用は不可となります。

※他のいずれの加算とも併用できます。

補助金額の留意点

- ・事前枠付与方式における個別の住宅に対する補助金は、採択されたグループに対する配分額をもとに、補助限度額を上限に、構成員である施工事業者に割り当ていただきます。
- ・グループに対する配分額が要望額を下回る場合、グループ内で補助対象となる木造住宅及び個別の住宅に対する補助金の額を設定して、事業の種類等による枠の中で補助対象戸数を増やすことができます。
- ・先着順方式における個別の住宅に対する補助金は、実施枠の区分内で活用していただきます。

若者・子育て世帯加算について

- ・「若者」は、建築主である請負契約上の発注者(または売買契約上の買主)が居住するものを対象とします。発注者(買主)が複数名の場合は、何れかの方が該当すれば対象となります。
- ・「子育て世帯」は、建築主である請負契約上の発注者(または売買契約上の買主)と18歳未満の子供が同居する場合に対象とします。
- ・若者・子育て世帯加算を受ける場合は、要件確認として交付申請時に対象者の確認書類を提出していただきます。詳しくは、マニュアル第2章、第3章、第4章を参照してください。
- ・売買契約による住宅は、交付申請時点で若者または子育て世帯に該当する買主が決まっている場合に対象となります。売買契約の締結前でも構いませんが、買主を変更することはできません。
- ・賃貸住宅や法人・団体等が発注者(買主)の場合は、若者・子育て世帯加算の対象外です。